

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 青少年に有害な図書類の指定(女性青少年課)
保安林の指定予定(森林保全課)
- 保安林の指定の解除予定()
- 生産事業者の登録の失効()
- 土地収用法による土地の立入り(管理課)
- 開発行為に関する工事の完了(都市計画課)
- ◇ 選 管 告 示 選挙管理委員会の招集
- ◇ 公 告 行政書士試験の実施(総務課)
- 危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施(消防防災課)

告 示

鳥取県告示第四百八十六号

鳥取県青少年健全育成条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号)第十三条第

一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定し

たので、同条第二項の規定により告示する。

平成十年七月十日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

指定番号	種 別	図 書 類		発行記号等	表示された 発行所名
		題 名 及 び 号 数	類 別		
5985	雑誌その他 の刊行物	ゾラベっぴん No.148 3月号	雑誌	16487-3	英知出版社
5986	"	コアスレバ緊縛調教 投稿ドッキリ写真2月号増刊	雑誌	16698-2	株式会社 英和出版社
5987	"	投稿ニヤン倶楽部Z 3月号	雑誌	17031-3	株式会社コ アラガジン
5988	"	投稿ニヤン倶楽部 3月号	雑誌	17017-3	株式会社コ アラガジン
5989	"	ミニアラバム Special フルセラ娘*ミキただ今、ソソ開!	雑誌	なし	三和図書販 売株式会社
5990	"	しろうとグラフィック・マガジン Street SUGAR 3月号 VOL.173	雑誌	04167-03	株式会社サ ン出版
5991	"	SUPER MIRACLE TOUCH 消える写真集 VOL.2	雑誌	ISBN4-8830 2-252-8	心 交 社
5992	"	撮っても goo! 1998 No.003 March	雑誌	17778-3	株式会社 株 晋
5993	"	沙 羅 樹 写 真 集 2	雑誌	ISBN4-8940 5-045-5	株式会社 ビツクアソ
5994	"	URECCO MARCH, 1998 VOL. 141	雑誌	01851-3	リオン 出版

5995	録画テープ	極楽女子高校生 内田ちなみ	AC-024	株式会社 CENTULY MEDIA
5996	〃	イケてる放課後サオ狂い 尾崎 瞳	AC-026	株式会社 CENTULY MEDIA
5997	〃	EroBody 性肉体美	BDY-005	ガチンコ
5998	〃	女子大生のマスコ	TGT-16	ターゲット
5999	〃	究極女子高生10連発 Vo.1	TW-12	2 TONE PRO
6000	〃	ドキドキ女子校生性感白書	SD-001	フリージア
6001	〃	チヨベリダツ娘 白崎番代	LP-001	ルパン
6002	〃	恥ずかしい事大好き! 池田ふみか	TAG-006	トリアン ゲル
6003	〃	OMANZOKU 限定版第11弾	なし	不明

鳥取県告示第四百八十七号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十年七月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

鳥取市猪子字長坂五三〇、五三一

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、千代川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百八十八号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十年七月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町上菅字持ヶ瀬一三四五の一五、一三四五の一六（国有林）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第四百八十九号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

平成十年七月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録番号 139	生産事業者の氏名 寺谷嘉藏	生産事業者の住所 八頭郡智頭町大字 芦津四〇五一	生産事業の内容 穂の採取並びに 幼苗及び幼苗以 外の苗木の育成	事業所の名称 寺谷嘉藏苗畑	事業所の所在地 八頭郡智頭町大字 芦津
-------------	------------------	--------------------------------	--	------------------	---------------------------

鳥取県告示第四百九十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第二項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定により告示する。

平成十年七月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 起業者の名称
中国電力株式会社
- 二 事業の種類
特別高压架空送電線路 八東大内線39番～44番铁塔建替工事
- 三 立ち入ろうとする土地の区域
八頭郡智頭町大字市瀬字宮地谷並びに大字西野字青木及び字本谷西平地内
- 四 立ち入ろうとする期間

平成十年七月十日から同年九月十一日まで

鳥取県告示第四百九十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成十年七月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号
平成十年五月二十七日 鳥取県指令都計三一二第二十号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
鳥取市吉岡温泉町字原田
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鳥取市吉岡温泉町一五四
松浦 健一

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五十八号

平成十年第八回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成十年七月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

- 一 日時 平成十年七月十七日(金) 午後二時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁議事堂第三会議室
- 三 議題 第十八回参議院議員通常選挙の公示

公 告

行政書士法(昭和26年法律第4号)第4条第1項の規定に基づき、平成10年度鳥取県行政書士試験を次のとおり実施する。

平成10年7月10日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 1 試験の日時
平成10年10月25日(日) 午後1時から午後4時45分まで
- 2 試験の場所
鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
- 3 試験方法及び科目
次の事項につき筆記試験により行う。
(1) 行政書士の業務に必要な法令
行政書士法(同法施行規則を含む。)、憲法、民法、行政法、地方自治法、行政手続法、行政不服審査法、戸籍法、住民基本台帳法、労働法、商法、税法及び法学概論の中から適宜出題する。
なお、法令の内容は、平成10年4月1日現在施行されているものとする。
(2) 一般教養
(3) 論述(800字以内)

4 受験資格

次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校を卒業した者その他同法第56条に規定する者
 - (2) 国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間がこれを通算して3年以上になる者
 - (3) 行政書士法施行細則(昭和26年4月鳥取県規則第20号)第1条第2項の規定により、行政書士試験受験資格認定書の交付を受けた者
- 5 受験手続
- (1) 提出種類
ア 受験願書
イ 受験資格を有することを証明する書類(卒業証明書等)
ウ 写真(出願前1年以内に無帽で正面から上半身を撮影した、縦5.0cm、横4.0cmのもので、その裏面に氏名を記入したもの)
 - (2) 提出先
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部総務課(鳥取県庁本庁舎3階)
 - (3) 受付期間
平成10年9月1日(火)から同月18日(金)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
なお、郵送による場合は、封筒の表に「行政書士試験申込み」と朱書きし、平成10年9月18日(金)までの消印があるものに限って受け付ける。
 - (4) 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで
 - (5) 受験手数料及び納付方法
受験手数料は、6,900円とし、その額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。
 - (6) 受験票の交付

受験申込者に対しては、受験資格等を審査の上、受験票を交付する。

6 特別措置の実施

身体機能に著しい障害のある者に対しては、障害の状態により必要な措置をとることがあるので、受験申込みに先立って早めに相談すること。

7 合格者の発表

試験の合格者については、平成11年1月12日(火)にその氏名を鳥取県公報により公表し、かつ、鳥取県庁本庁舎1階の掲示板に掲示するとともに、合格者には行政書士試験合格証を交付する。

8 その他

(1) 受験願書用紙の交付

受験願書用紙は、次の場所において平成10年8月3日(月)から交付する。

鳥取県総務部総務課	鳥取市東町一丁目220
鳥取県庁本庁舎1階県民室	〃
鳥取県中部県税事務所 総務課	倉吉市東蔵城町2 鳥取県中部総合事務所内
鳥取県西部総合事務所 受付窓口	米子市権町一丁目160

なお、郵便で受験願書用紙を請求する場合は、封筒の表に「行政書士試験受験願書用紙請求」と朱書きし、鳥取県総務部総務課に請求すること。この場合、80円切手をはったあて先明記の長形3号(縦235mm、横120mm)の返信用封筒を同封すること。

(2) 問合せ先

鳥取県総務部総務課法制係 (電話0857-26-7024)

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安

に関する講習を次のとおり実施する。

平成10年7月10日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 受講対象者

危険物取扱者免状の交付を受けている者で危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事しているもの

2 講習の日時及び場所

- (1) 平成10年8月21日(金) 午前10時から午後3時まで
鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
- (2) 平成10年8月25日(火) 午前10時から午後3時まで
倉吉市東蔵城町2 鳥取県中部総合事務所大会議室
- (3) 平成10年8月26日(水) 午前10時から午後3時まで
米子市権町一丁目160 鳥取県西部総合事務所講堂
- (4) 平成10年8月27日(木) 午前10時から午後3時まで
境港市上道町1580 境港市民会館大会議室
- (5) 平成10年8月31日(月) 午前10時から午後3時まで
鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

3 受講手続

県内の各消防署、各市役所、各町村役場及び鳥取県生活環境部消防防災課に備え付けてある所定の用紙により作成した受講申請書を、平成10年7月13日(月)から同月24日(金)までの間(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)に、鳥取県生活環境部消防防災課(〒680-8570 鳥取市東町一丁目271、電話0857-26-7065)に提出すること。(郵送による場合は、平成10年7月24日(金)までの消印のあるものに限って受け付ける。)

4 受講手数料及びその納付方法

受講手数料は、4,700円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申請書の
手数料欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

5 その他

受講当日は、危険物取扱者免状を持参すること。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月二千二百円（送料を含む。）】